

(様式 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市まちなみ景観推進事業補助金
補助事業の目標	住民が行うまちなみ景観推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、もって諏訪らしい景観づくりの推進を図る。
補助事業の対象者	市内で活動する主に市民で組織される団体等で、その活動が営利を目的としないこと。
補助対象経費	① 沿道水辺緑化活動における樹木、花等の植栽及び管理に係る作業に要する経費 ② その他、市長が特に認めた諏訪らしい景観づくりのために必要な事業に要する経費
補助額及びその算定方法又は補助率	2 分の 1 以内 (1 件 5 万円限度) 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】
補助事業の評価	補助申請書、実績報告書の内容を審査し、担当課で効果を評価する。
補助事業の開始時期	平成 23 年 4 月 1 日
補助事業の終期	平成 年 月 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】 まちなみ景観づくり活動を活性化するため、3 年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)
担当部署	諏訪市 建設水道部 都市計画課 計画・公園係

平成 23 年 4 月 1 日制定

令和 8 年 3 月 23 日 一部改正 (令和 8 年 4 月 1 日 施行)

